3　旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（液化天然ガス燃料自動車に備えるガス容器取付装置に係るもの（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（燃料制御保護装置又は圧縮天然ガス燃料自動車に備えるガス容器取付装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5・6　（略）

3　旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（液化天然ガス燃料自動車に備える燃料タンク取付装置に係るもの（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第五改訂版に基づき行われた認定（液化天然ガス燃料自動車に備える燃料タンク取付装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の十及び第五号の十一下欄に掲げる第百十号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5・6　（略）